平成２７年（フ）第１３１号
佐賀市久保田町大字新田3716番地21
破産者　山下　　猛
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
北海道網走郡大空町女満別大東168番地
破産者　中尾　隆利
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字樸葉３番地２
破産者　佐々木俊司
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４４６号
宮城県多賀城市桜木２丁目４番３―612号
破産者　菅原　　宏
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
千葉県白井市笹塚３丁目３番２号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市久里浜７―31―１―318、（開始決定時の住民票上の住所）千葉県印西市木刈４丁目29番地８
破産者　前島　規之
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２００号
静岡県伊豆の国市四日町164番地の２
破産者　島田　守雄
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
愛知県一宮市野口１丁目10番７号
破産者　須網　清弘
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０５号
愛知県新城市平井字藪前18番地３　コーポカジムラ１―１
破産者　小林　栄子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３７号
大阪府箕面市石丸１丁目23番34―307号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市精道町８番18―403号
破産者　村山　公敏
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７４号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目６番23号、前住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目37番44号
破産者　紅野　隆宏
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７５号
兵庫県宝塚市中山桜台２丁目１番16―407号
破産者　岸本　行央
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４０号
兵庫県芦屋市船戸町12番９号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市精道町８番18―401号
破産者　池口　雅昭
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５９７号
神奈川県横浜市港南区笹下６丁目24番22号　ＯＫハイム壱番館201号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市津門呉羽町１番30―203号
破産者　平野　昌史
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７５号
福岡市博多区博多駅南５丁目９番23―904号、開始決定時の住所宮崎市出来島町18番地２第２ユーミーハイツ201号
破産者　岡留　正一
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿屋市上谷町10番44号
破産者　竹山　紀子
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
千葉県印旛郡酒々井町下岩橋228番地14
破産者　荒川　正幸
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７６号
千葉県佐倉市上志津1696番地１　オクトス112
破産者　鉄矢　秀樹
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２６号
千葉県印西市原４―４　アバンドーネ原４番街　第８号棟404号、住民票上の住所千葉県印西市滝野５丁目７番５号
破産者　鈴木　典江
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５０７号
相模原市緑区西橋本３丁目８番39号　グリーンハイツＢ201
破産者　秋山　　登
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部